## 福島県環境審議会第2部会(令和3年9月16日開催)における意見と対応

## 1 事前意見

|     | 于的态元  |     | T                          |                         |      |        |
|-----|-------|-----|----------------------------|-------------------------|------|--------|
| No. | 資料    | 該当頁 | 意見等                        | 意見等への対応                 | 委員   | 担当課    |
| 1   | 資料3-2 | p4  | 成案に至る段階でデザインされると思いますが、     | 御意見を踏まえ、できるだけわかりやすい図表と  | 小野委員 | 一般廃棄物課 |
|     |       |     | 図解が全般に難しく一般県民には意味が伝わりませ    | なるよう表現等を工夫いたします。        |      | 産業廃棄物課 |
|     |       |     | ん。ポイントを突いたビジュアルなグラフィックス    |                         |      |        |
|     |       |     | が多用されることを期待します。            |                         |      |        |
| 2   | 資料3-2 | p11 | 品目別の資源化量(率?)の推移で全国平均と比     | 本県において、商業施設等による資源回収の取組  | 河津委員 | 一般廃棄物課 |
|     |       |     | べ、ガラス類、紙類かなり落ち込んでいる理由は何    | が増加していることから、この影響が大きいのでは |      |        |
|     |       |     | と考えていますか。                  | ないかと考えています。             |      |        |
| 3   | 資料3-2 | p12 | また、改めてデータを拝見すると、リサイクル率     | リサイクル率が目標を超えている市町村で取り組  | 崎田委員 | 一般廃棄物課 |
|     |       |     | が令和元年度12.7%で、旧計画の令和3年度リサイク | んでいる生ごみや焼却灰のリサイクルなどの優良事 |      |        |
|     |       |     | ル率目標が21%であるのに対し、かなり低い数字で   | 例を率先して導入すること及び地域特性を踏まえた |      |        |
|     |       |     | す。リサイクル率が目標を超えている自治体は三春    | 取組を行うことについて、計画に記載いたします。 |      |        |
|     |       |     | 町、磐梯町、檜枝岐村、いわき市の4地域のみであ    | なお、市町村毎の具体的な優良事例や地域毎の取  |      |        |
|     |       |     | り、この自治体の資源分別回収の方法が他の自治体    | 組の共有等については、今後の事業の中で実施いた |      |        |
|     |       |     | とどう違うのかなど、考察があってもいいのではな    | します。                    |      |        |
|     |       |     | いでしょうか。                    |                         |      |        |
|     |       |     | なお、人口が多いがリサイクル率は低い福島市、郡    |                         |      |        |
|     |       |     | 山市、会津若松市などには分別回収の徹底を推奨     |                         |      |        |
|     |       |     | し、人口の少ない自治体の場合はリサイクル拠点に    |                         |      |        |
|     |       |     | 住民に持参してもらう方法など、地域特性に応じた    |                         |      |        |
|     |       |     | 推奨をすることも検討いただいてはいかがでしょ     |                         |      |        |
|     |       |     | う。                         |                         |      |        |

| No. | 資料    | 該当頁 | 意見等                       | 意見等への対応                 | 委員   | 担当課    |
|-----|-------|-----|---------------------------|-------------------------|------|--------|
| 4   | 資料3-2 | p15 | 前回、一般廃棄物の県民一人当たり排出量が全国    |                         | 崎田委員 | 一般廃棄物課 |
|     |       |     | 46位という状況に驚き、県内の市町村に警鐘を鳴ら  |                         |      |        |
|     |       |     | す方法として、家庭ごみ有料化実施自治体と未実施   |                         |      |        |
|     |       |     | 自治体の排出量の差の見える化など、提案いたしま   |                         |      |        |
|     |       |     | した。今回、一人1日ごみ排出量の平均が有料化実施  |                         |      |        |
|     |       |     | 自治体と未実施自治体で300gも違う状況など丁寧に |                         |      |        |
|     |       |     | 記載していただき、状況を可視化できたと考えてお   |                         |      |        |
|     |       |     | ります。                      |                         |      |        |
| 5   | 資料3-2 | p20 | 商業施設等で行われている資源回収が把握されて    | 令和元年度の集団回収量は資源化量全体の約20% | 河津委員 | 一般廃棄物課 |
|     |       | p26 | いないとのことですが、都市部では子供会などの団   | となっています。                |      |        |
|     |       |     | 体回収より盛んになっていると思われますが、どの   | リサイクル率は、市町村による回収量のみを基に  |      |        |
|     |       |     | 程度と考えていますか。また、商業施設等による回   | 算出しているため、仮に家庭のリサイクル量が一定 |      |        |
|     |       |     | 収も、むしろ積極的に活用した方が、リサイクル率   | の場合に商業施設等の回収量が増加すると、リサイ |      |        |
|     |       |     | は上がるのではないでしょうか。           | クル率は低下するという関係にあります。     |      |        |
| 6   | 資料3-2 | p57 | 生活排水処理に関し、汚水処理人口普及率の令和    | 目標値を誤って記載しましたので、正しい値に修  | 河津委員 | 一般廃棄物課 |
|     |       |     | 元年度実績、令和12年度目標値など水環境保全基本  | 正します。                   |      |        |
|     |       |     | 計画他の計画と整合性がとれていないと思われます   |                         |      |        |
|     |       |     | ので、確認をお願いします。             |                         |      |        |

| No. | 資料    | 該当頁  | 意見等  | 意見等への対応                | 委員   | 担当課    |
|-----|-------|------|--|------------------------|------|--------|
| 7   | 資料3-2 | p24  | プラスチック資源循環に関する新法が来年4月1日 施行予定で政省令の検討が進んでいます。プラス | 1                      | 崎田委員 | 一般廃棄物課 |
|     |       |      | チック使用製品の環境配慮設計、使い捨てプラス                         |                        |      |        |
|     |       |      | チックの仕様の合理化、分別回収など県として推奨                        |                        |      |        |
|     |       |      | していただいており、記載が強化されており、歓迎                        |                        |      |        |
|     |       |      | します。   |                        |      |        |
| 8   | 資料3-2 | p24~ | 3 目標実現のための施策 (1)ごみ処理に関す                        | 御指摘いただいた点について、わかりやすい内容 | 大迫委員 | 一般廃棄物課 |
|     |       | p28  | る施策には、多くの取組みが示されています。ごみ                        | となるよう整理して記載いたします。      |      |        |
|     |       |      | 処理事業は市町村の業務なので、市町村と連携しな                        |                        |      |        |
|     |       |      | がら効率的効果的に進めていくことが基本的には大                        |                        |      |        |
|     |       |      | 事だと思います。県独自に行っていく取組み、市町                        |                        |      |        |
|     |       |      | 村を支援し促していく取組み、などの区別がわから                        |                        |      |        |
|     |       |      | ない内容記載が少なからずあるようにも思いますの                        |                        |      |        |
|     |       |      | で、具体的にどのように行うのか、という観点も含                        |                        |      |        |
|     |       |      | めて、全体的に精査していただければと思います。                        |                        |      |        |
|     |       |      |  |                        |      |        |
| 9   | 資料3-2 | p25  | 「食品ロス削減推進法」が2019年に制定されてお                       | 「福島県食品ロス削減推進計画(仮称)」の年度 | 崎田委員 | 一般廃棄物課 |
|     |       |      | り、県の「食品ロス削減推進計画」をぜひ早期に制                        | 内策定に向けて作業を進めてまいります。    |      |        |
|     |       |      | 定し、人口の多い市などにも策定を推奨していただ                        |                        |      |        |
|     |       |      | き、2030年に2000年比食品ロス半減の目標を実現し                    |                        |      |        |
|     |       |      | ていただきたいと願っています。                                |                        |      |        |

| No. | 資料    | 該当頁              | 意見等   | 意見等への対応  | 委員   | 担当課    |
|-----|-------|------------------|---|--|------|--------|
| 10  | 資料3-2 | p8<br>p10<br>p14 | ごみ排出量が全国最低水準にあることを県民に分かりやすく伝えるには、▼グラフの中に全国順位まで明示する▼全国平均を1日当たり117グラム上回るということは、年間42もも多く排出していることや、これを紙くずにしたらどのぐらいの体積になるかなどを数字、絵で示す▼リサイクル率が低いため全国平均と比べても「年間これだけの量の資源を県民は捨ててしまった」というようなアピールをする(P10)▼ごみ処理費用の増加で年間283億円も要していることを大見出しに取るか、グラフに吹き出しイラストをつけて特記し、県民の目につきやすくする一など、見せ方を工夫してはいかがでしょう。 |  | 小野委員 | 一般廃棄物課 |
| 11  | 資料3-2 | p26              | 民間事業者による資源回収において、最近商業施設での古紙やペットボトルの店頭回収が増えてきました。市町村を介さないこのリサイクルは、県が統計をとっている一般廃棄物のリサイクル率への影響はあるのでしょうか。   | 算出しているため、仮に家庭のリサイクル量が一定<br>の場合に商業施設等の回収量が増加すると、リサイ | 髙橋委員 | 一般廃棄物課 |
| 12  | 資料3-2 | p25              | 市町村が回収している古紙や金属等のリサイクル<br>物の持ち去り事案に対する防止対策等について、実<br>施または検討されていることがあれば御教示くださ<br>い。  |  | 髙橋委員 | 一般廃棄物課 |

| No. | <br>資料 | 該当頁 | 意見等                     | 意見等への対応                    | 委員   | 担当課    |
|-----|--------|-----|-------------------------|----------------------------|------|--------|
| 13  | 資料3-2  | p45 | 産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進  | 令和元年度の県内の多量排出事業者の産業廃棄物     | 髙橋委員 | 産業廃棄物課 |
|     |        |     | 項目として、多量排出事業者等に対する指導が挙げ | 排出量は、586.6万トンとなっており、県内の総排出 |      |        |
|     |        |     | られています。県内の多量排出事業者(年間千トン | 量772.2万トンのうち、約76%を占めています。  |      |        |
|     |        |     | 以上排出)が排出している産業廃棄物排出量は何ト |                            |      |        |
|     |        |     | ンでしょうか。県内の排出量の何パーセントを占め |                            |      |        |
|     |        |     | ているのでしょうか。              |                            |      |        |
| 14  | 資料3-2  | p45 | 県条例等において、多量排出事業者には処理計画  | 産業廃棄物の適正処理等の促進については、平成     | 髙橋委員 | 産業廃棄物課 |
|     |        |     | 策定や報告を義務付けています。しかし、多量排出 | 15年3月に制定した「福島県産業廃棄物等の処理    |      |        |
|     |        |     | 事業者以外にはその事務はなく、条例において産業 | の適正化に関する条例」の中に、本県独自の規定と    |      |        |
|     |        |     | 廃棄物管理責任者を設置することにとどまり、県へ | して、各排出事業者毎に産業廃棄物の処理に関する    |      |        |
|     |        |     | の届け出義務はありません。この責任者は、産業廃 | 業務を適切に行っていただくために産業廃棄物処理    |      |        |
|     |        |     | 棄物の排出抑制・減量化・再資源化を推進する核と | 責任者の設置制度を設けました。            |      |        |
|     |        |     | なる人材であり、この責任者の意識、知識の向上が | その後、平成18年度からは、この産業廃棄物処     |      |        |
|     |        |     | 所期の目的に直結することになります。産業廃棄物 | 理責任者を含む排出事業者等を対象とする「産業廃    |      |        |
|     |        |     | 管理責任者の具体的な育成はどのようにお考えで  | 棄物処理実務担当者研修会」等を実施してきたとこ    |      |        |
|     |        |     | しょうか。                   | ろです。                       |      |        |
|     |        |     |                         | 今後は、この研修会の内容を更に充実させ、排出     |      |        |
|     |        |     |                         | 事業者等の適正処理等に関する知識の向上等に取り    |      |        |
|     |        |     |                         | 組んでまいります。                  |      |        |
| 15  | 資料3-2  | p45 | 産業廃棄物の排出事業者の責任を更に高めていく  | 産業廃棄物管理責任者については、条例により設     | 髙橋委員 | 産業廃棄物課 |
|     |        |     | ためには、条例で定めた産業廃棄物管理責任者を届 | 置が義務付けられていることを排出事業者関係団体    |      |        |
|     |        |     | け出る制度への変更も必要だと考えますが、いかが | 等を通じて周知するとともに、立入調査時に設置状    |      |        |
|     |        |     | でしょうか。                  | 況等を確認するなど、産業廃棄物管理責任者の責務    |      |        |
|     |        |     |                         | が確実に果たされるよう指導してまいります。      |      |        |
|     |        |     |                         |                            |      |        |

| No. | 資料    | 該当頁 | 意見等                     | 意見等への対応                | 委員   | 担当課    |
|-----|-------|-----|-------------------------|------------------------|------|--------|
| 16  | 資料3-2 | p55 | 進行管理の方法PDCAが記載されていますが、  | 庁内関係部局で構成する連絡調整会議により進行 | 渡邊委員 | 一般廃棄物課 |
|     |       |     | この管理をする責任体制(組織)等があれば記載願 | 管理を行うことについて、記載いたします。   |      | 産業廃棄物課 |
|     |       |     | います。可能であれば進行管理体制があった方が良 |                        |      |        |
|     |       |     | いと考えます。                 |                        |      |        |
| 17  | 資料3-2 | p57 | 指標と目標については、他の計画と整合をとって  | 他の計画との整合を確認し、わかりやすく表記い | 河津委員 | 一般廃棄物課 |
|     |       |     | はいかがでしょうか。              | たします。                  |      | 産業廃棄物課 |
|     |       |     |                         |                        |      |        |

## 2 当日意見

| No. | 資料    | 該当頁               | 意見等   | 意見等への対応  | 委員   | 担当課    |
|-----|-------|-------------------|---|--|------|--------|
| 1   | 全体    | _                 | 事業者の店頭回収も含めてリサイクルが高まることを願っています。なお、店頭回収と行政回収が連   | リサイクルのためのごみの回収方法が多様化して<br>いるため、効果的な連携方法等について、今後検討          | 崎田委員 | 一般廃棄物課 |
|     |       |                   | 携する、という新しい方法も生まれていますので、ぜひいろいろ検討いただきたいと思います。   | していきます。  |      |        |
| 2   | 資料3-2 | p12<br>p31<br>p32 | 計画素案において、リサイクル率低迷の原因が商業施設等による回収と記載しており、悪いことをしているような書きぶりである。住民の利便性や行政の負担を減らす観点からも良い取組であるのだから奨励してもらいたい。<br>行政のリサイクルは下がっていてもトータルのリサイクル率は上がっているかもしれない。<br>商業施設の意欲を低下させるのはよくないので、書 | を記載し、全体のリサイクル量を押し上げていることを記載するとともに、市町村や県民の役割の項目             | 武石委員 | 一般廃棄物課 |
| 3   | 全体    | -                 | き方を工夫すべき。<br>商業施設での資源回収は品目によってはコストを<br>かけて実施していると聞いているので、行政から奨<br>励金を出してはどうか。   | 商業施設等への支援については、各市町村等の考えや回収の実態等を踏まえて検討する必要があるため、今後検討していきます。 | 沼田委員 | 一般廃棄物課 |